

参加無料

厚生労働省委託

派遣元向け実務に活かす同一労働同一賃金セミナー ～指導監督を踏まえた対応のポイントと 令和8年10月改正のポイント～

派遣労働者の同一労働同一賃金について、同一労働同一賃金の令和8年10月改正の内容に加え、関連する指導監督や対応のポイントを実際のトラブル例や対応事例をまじえ、分かりやすく解説します。



労使協定を
正しく作成・締結
できている？

派遣労働者には
待遇について
どこまで
説明する必要が
ある？

契約の締結に
あたっての
留意事項は？

派遣先の
困りごとに
どう対応したら
いい？



本セミナーで派遣労働者の
同一労働同一賃金について派遣元が
対応すべきポイントを解説いたします

対象者

- ・派遣元事業主
- ・現在、派遣元責任者として選任されている方、選任される予定の方
- ・派遣元の人事・労務・派遣管理担当者の方
- ・労働者派遣事業の許可取得を検討している企業の方
(※上記に該当しない方でもご参加いただけます。)

オンライン セミナー (Webex)	2026年	7月28日(火)	14:00～16:00
	2026年	8月5日(水)	14:00～16:00
	2026年	8月18日(火)	14:00～16:00
	2026年	8月24日(月)	14:00～16:00

会場セミナー 対面& オンライン配信	東京会場：	2026年	10月9日(金)	10:00～12:00
	大阪会場：	2026年	10月13日(火)	10:00～12:00

※各会場の対面参加は先着80名とさせていただきます。
※セミナー各回の内容は同じですが、複数回の受講が可能です。

セミナー 申し込みフォーム

<https://hakensakiseminar.mhlw.go.jp/>



派遣元向け実務に活かす同一労働同一賃金セミナー ～指導監督を踏まえた対応のポイントと令和8年10月改正のポイント～

同一労働同一賃金の改正・見直しの内容に加え、これまでのトラブル例や対応例を知ること、派遣労働者の同一労働同一賃金に関連するトラブル防止にお役立ていただけます。

プログラム予定

第0部 はじめに

- 14:00
- ・同一労働同一賃金の見直しに係る挨拶・対応依頼
 - ・本日の流れ・配布資料の説明

第1部 派遣労働者の同一労働同一賃金の概要と令和8年10月改正のポイント

- 14:10
- ・同一労働同一賃金ガイドラインの改定
 - ・派遣労働者の待遇に関する説明義務の改善
 - ・公正な評価による待遇の改善
 - ・派遣先への影響

第2部 同一労働同一賃金に関連するトラブルを踏まえた対応のポイント

- 14:50
- ・労使協定の作成・締結
 - ・派遣労働者に対する就業条件の明示
 - ・労働者派遣契約の締結
 - ・派遣先の困りごとと派遣元の対応

第3部 質疑応答

- 15:50
- ・事前にいただいた質問への回答

※プログラムは都合により変更する可能性があります。

同一労働同一賃金の改正・見直しのポイントを解説

改正・見直しのポイント

- ・改正・見直しのポイントは、「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る見直し」「労働者に対する待遇に関する説明義務の改善」「公正な評価による待遇の改善」の3つです
- ・本セミナーでは、この3つのポイントと、派遣先への影響について解説します。

1	派遣労働者の均等・均衡待遇に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 裁判例を踏まえた記載の見直し【同一労働同一賃金ガイドライン】 ✓ 派遣労働者の意見の反映のための配慮・工夫等の追加【派遣元指針】 ✓ 労働協定方式による待遇確保における留意事項の追加【派遣元指針】
2	労働者に対する待遇に関する説明義務の改善	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 雇入れ時や派遣時における明示事項への待遇の相違の内容・理由等について派遣元に説明を求められることができる旨の追加【労働者派遣法施行規則】 ✓ 待遇の相違の内容等の説明方法の追加【派遣元指針】 ✓ 待遇の相違の内容等に対する説明の取扱いがない場合の望ましい対応の追加【派遣元指針】
3	公正な評価による待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公正な評価による待遇の改善に向けた留意事項の追加【派遣元指針】
4	派遣先への影響	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「駐在場」について派遣労働者の利用に関する便宜の供与の措置を講ずるよう配慮しなければならないことを追加【派遣先指針】 ✓ 派遣労働者の職務の評価等に協力するよう配慮しなければならないことを追加【派遣先指針】 ✓ 派遣先に派遣料金を配賦する義務があることを追加【派遣先指針】

トラブル例と対応例に加え、派遣先の困りごとへの対応例を紹介

労働者派遣の流れと指導監督

- ・指導監督が多い法条項のうち、同一労働同一賃金方法を解説します。

(派遣元事業主)

法条項	内容	件数
法第30条の4第1項	労使協定の内容	4,371
法第34条第1項	派遣労働者に対する就業条件等の明示	4,003
法第37条第1項	派遣元管理台帳の記載	3,340
法第23条第5項	事業所ごとの情報提供（マージン率等の提供等）	3,051
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の内容	2,895

その他
 ・法第24条第9項（比較対象労働者に関する情報提供）：2,056件
 ・法第21条の3第3項（労働者を派遣しようとするときの報告及び届出）：1,204件
 ・法第21条の3第1項、第2項（派遣先等への報告等の内容）：486件
 ・法第21条の2第4項（派遣労働者への待遇に関する説明）：3件

お問合せ

令和8年度厚生労働省委託事業「派遣労働者の公正な待遇確保等推進事業」（事務局：PwC コンサルティング合同会社）

Tel : 03-6257-0568 Mail : jp_cons_mhlw_hakensaki_seminar-mbx@pwc.com